

ぎふ労働局 通信 2023 8

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク



特集

「熱中症」について知ろう！ - 第2回 熱中症が発生したら -

① 異変を察知

あれっ、何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい
汗が止まらない/汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ポーッとしている

② 躊躇せず「119番」(救急隊を要請)

③ 救急車到着までの応急手当



作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

× 対応

大丈夫そうだから「ひとり」で休ませた

専門知識がないと熱中症が判断できません！



意識状態は悪かったが平熱だったので大丈夫だと判断



クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませたしばらくして様子を見に行くと意識がなく、高熱になっていた

③ 救急搬送 → 心肺停止

ひとりにするのは「×」
必ず付き添い異変があれば救急隊を要請

詳しくはこちら
厚生労働省「職場における熱中症予防情報」
サイト



建築物の解体・改修工事の事前調査は、令和5年10月1日から、「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要になります。



建築物等の解体・改修の作業を行うときには、石綿等使用有無について事前調査が必要です。石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施する者は、「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。

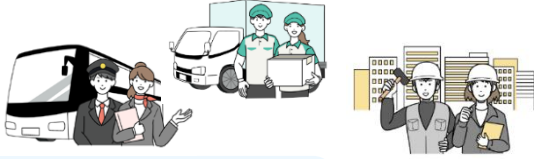
建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講・合格した者など法令で定める必要な知識を有する者とされています。なお、改正法等の施行は令和5年10月1日からですが、施行日までに必要な調査者の確保をお願いします。



詳細は、「石綿総合情報ポータルサイト」でご確認ください。

時間外労働の上限規制に関する 適用猶予業種に関する特設サイトが開設！

2024年4月から、
建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師
の時間外労働の上限規制が適用されます。



建設業、運輸業が抱える課題や、
課題の解消に向けて、協力いただ
きたい内容についてPRするための
動画「はたらきかたスヌメ」を掲載し
ています。

[くわしくはこちら](#)



オンライン開催！



労働契約等解説 セミナー

参加費 無料
テキスト

多様な人材活躍を目指す人事労務担当者必見！働くルールの整備に必要な法令を解説します。労働契約について学びたい労働者の参加も歓迎です。

雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐ
ルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやす
く解説するセミナーを開催します。

- 開催期間 令和5年6月29日（木）から
令和6年3月（予定）
- 開催時間
セミナー 13時30分～15時40分（休憩10分）
個別相談会 15時50分～16時50分

[くわしくはこちら](#)



「しよくばらぼ」（職場情報総合サイト）を活用してみませんか？

「しよくばらぼ」は、若者・女性・高齢者・障害者等、様々なニーズを有する働き手が、様々な観点から企業の職場情報を横断的に検索・比較できるWebサイトです。このサイトは、「若者雇用促進総合サイト」「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」の3サイトに掲載されている職場情報を収集・転載し、併せて国の各種認定・表彰制度の取得情報を掲載します。※「しよくばらぼ」に掲載される企業は、上記3サイトのいずれかに掲載されている企業になります。

企業

- ★職場情報を開示することでの企業のPR
- ★雇用管理の自主的な改善



「しよくばらぼ」

- ★採用状況に関する情報
- ★働き方に関する情報
- ★女性の活躍に関する情報
- ★育児・仕事の両立に関する情報
- ★能力開発に関する情報
- ★ハローワークインターネットサービスに掲載されている求人情報とのリンク等

求職者



- ★雇用管理の改善に積極的な企業を検索
- ★関心・興味のある企業の職場情報を収集
- ★様々な分野の職場情報をワンストップに収集
- ★企業間の情報を横断的に検索・比較ができる

活用の メリット

- ★職場情報を開示することでの企業のPR！
- ★職場改善への取組が評価されることによる優秀な人材の獲得！

より良いマッチングの実現！
雇用管理の良い企業が選ばれる！

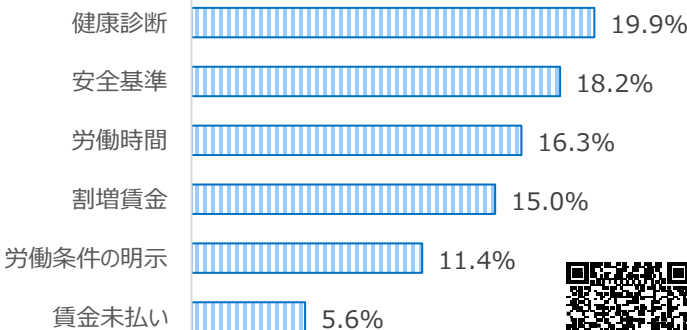
[くわしくはこちら](#)



データで見る「ぎふの労働」 —令和4年の監督指導結果—

岐阜県内の7つの労働基準監督署は、令和4年の1年間において、県内3,903事業場のうち2,807事業場で労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令違反を確認（違反率71.9%）し、改善指導を行いました。

主要違反事項



主な違反事項別の違反率では、健康診断（19.9%）が最も高く、次いで安全基準（18.2%）、労働時間（16.3%）となっています。

【主な事例】

- 健康診断 19.9%
 - 定期健康診断が年1回実施されていない
 - 健康診断有所見者の結果について医師に意見聴取していない
- 安全基準 18.2%
 - 高さ2m以上の足場に手すり、中さん等墜落防止措置がない
 - 食料品製造機械のローラーに安全カバーが設置されていない
- 労働時間 16.3%
 - 36協定未締結のまま時間外労働をさせている
 - 36協定の上限時間を超えて時間外労働をさせている

[くわしくはこちら](#)

